

七		二		八		ロ		ロ																						
イ	払	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非	入														
競	札	格	競	札	格	競	札	格	競	札	格	競	札	格	競	札														
入	行	争	額	入	行	争	額	入	行	争	額	入	行	争	額	入														
四	二	二		で	た	条	特	で	た	条	特	で	た	条	特	九	つ	定	円	兆	国	項	計	四	つ	定	う	億		
十	万	兆		千	利	第	別	千	利	第	別	千	利	第	別	億	億	に	に	三	債	の	に	億	億	に	に	ち	円	
億	五	四		百	付	一	会	百	付	一	会	百	付	一	会	千	は	基	同	千	に	規	九	九	は	は	財			
六	千	千		三	国	項	計	十	国	項	計	十	国	項	計	五	は	づ	法	四	つ	定	七	七	額	き	政			
千	円	七		十	に	の	に	九	に	の	に	九	に	の	に	万	額	き	第	六	い	に	は	は	百	額	き	法		
五	百	百		一	つ	規	定	十	つ	規	定	十	つ	規	定	円	面	発	六	十	は	づ	基	九	万	額	き	第		
百	五十	十		億	て	に	る	億	て	に	る	億	て	に	る	、	金	行	二	四	額	は	づ	律	十	万	額	き	四	
十	億	三		円	、	基	法	円	、	基	法	円	、	基	法	、	で	利	十	億	、	額	発	四	万	額	き	第	第	
万	千	千			額	き	第		額	き	第		額	き	第	八	付	付	二	億	、	金	十	万	額	き	第	十	第	
三	六	百			面	発	四		面	発	四		面	発	四	百	国	国	十	七	額	行	十六	万	額	き	第	十	十	
千	百	十			金	行	十		金	行	十		金	行	十	九	債	債	十	億	、	額	十六	万	額	き	第	十	十	
九	十				額	し	六		額	し	六		額	し	六	十	に	に	万	十	、	額	十六	万	額	き	第	十	十	

十 十
三 二

初 利 入 価 ・
期 札 格 第
利 発 競 II
子 率 行 争 非

十
四

後 第
の 二
利 期
子 以

十 十 十
五 六 七

償 償
還 還
金 金
支 支
額 額
限 限

十
九

払 者 入 払
込 札 場
期 参 所
日 加 支

平 成 二 十 四 年 八 月 十 五 日

財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者

日 本 銀 行
額 百 円 に つ き 百 円

平 成 二 十 六 年 八 月 十 五 日
利 子 を 支 払 う 。 前 六 月 間 に 属 す る
て 、 そ の 日 以 前 各 支 払 期 に お い
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い
毎 年 二 月 十 五 日 及 び 八 月 十 五 日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ 。
下 、 次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て
は 、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 っ て
期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き
た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払
期 と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
平 成 二 十 五 年 二 月 十 五 日 を 支 払
年 ○ ・ 一 パ ー セ ン ト